

第 1 配偶者暴力防止法の施行状況

1 配偶者暴力相談支援センター

平成14年4月1日、配偶者暴力相談支援センター等に関する規定が施行され、各都道府県は当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」という。）の機能を果たすこととなった。

内閣府男女共同参画局では、各都道府県知事あての通知（『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について）（平成13年10月30日付け府共第592号）において、支援センターの業務を円滑に行うため、その業務を取りまとめる部局を決定し、当該部局を中心に各種施策を推進するよう助言している。

また、都道府県内の複数の施設において支援センター機能を果たす場合に、中心となる施設を指定し、複数の施設間の連携を図ることも併せて助言している。

(1) 支援センターの機能を果たす施設

平成15年4月1日現在、全国103の施設において支援センターの機能が果たされている。

103施設の内訳を見ると、

婦人相談所	47施設
女性センター	13施設
福祉事務所	20施設
児童相談所	8施設
その他（支庁等）	15施設

となっている。

都道府県別に見ると、

婦人相談所のみが支援センター機能を果たしているのが33府県
婦人相談所以外に女性センターにおいても支援センター機能を果たしているのが13都府県

青森県、秋田県、福島県、群馬県、千葉県、東京都、
神奈川県、福井県、滋賀県、大阪府、岡山県、愛媛県、
佐賀県

婦人相談所以外に福祉事務所においても支援センター機能を果たしているのが3県

青森県、秋田県、福島県

婦人相談所以外に児童相談所においても支援センター機能を果たしているのが2府県

滋賀県、大阪府

となっている。

このほか、北海道では婦人相談所以外に道庁及び14ある支庁においても、支援センター機能を果たしている。

(2) 中心となる支援センター

平成15年4月1日現在、複数の施設において支援センター機能を果たしている14都道府県については、それぞれ中心となる施設が指定されている。中心となる施設は、

婦人相談所 11府県

青森県、秋田県、福島県、群馬県、千葉県、神奈川県、
滋賀県、大阪府、岡山県、愛媛県、佐賀県

女性センター 2都県

東京都、福井県

その他（道庁） 北海道

となっている。

(3) 支援センター取りまとめ部局

平成15年4月1日現在、各都道府県における支援センター取りまとめ部局の状況については以下のとおり。

福祉担当 31府県

男女共同参画担当部局 16都道県

北海道、岩手県、群馬県、埼玉県、千葉県、
東京都、神奈川県、石川県、福井県、島根県、
岡山県、山口県、高知県、熊本県、大分県、鹿児島県

2 相談及び一時保護

(1) 支援センター

ア 相談総件数

平成14年4月から平成15年3月までの1年間に全国の支援センターに寄せられた配偶者からの暴力が関係する相談は、35,943件である。月別に見ると、平成14年4月以降8月までは若干上昇傾向にあったが、それ以降は月3,000件前後で推移している。

イ 相談の形態別件数

相談件数を形態別に見ると、電話相談が23,950件で全体の66.6%、来所相談が11,035件で全体の30.7%、出張相談等の電話、来所以外の相談が958件で全体の2.7%となっている。

ウ 性別相談件数

性別に見ると、女性からの相談が35,797件（全体の99.6%）で、相談のほとんどを占めている。

エ 年齢別相談件数

年齢別に見ると、30歳代の方からの相談が11,422件（31.8%）と最も多くなっており、40歳代が6,474件（18.0%）、20歳代が5,343件（14.9%）と続いている。

オ 加害者との関係別相談件数

相談者の加害者との関係は、婚姻関係（婚姻の届出がある場合）が最も多く29,992件（83.4%）となっている。婚姻の届出はしてないが事実上婚姻関係と同様の関係にある場合が2,541件（7.1%）、配偶者からの暴力を受けた後婚姻を解消したが当該配偶者から引き続き暴力を受けるおそれがある場合が1,572件（4.4%）となっている。

カ 都道府県別相談件数

都道府県別に見ると、東京（月平均約500件）や大阪（月平均約300件）など相談件数が多いところもあるが、1か月に一桁しか相談のないところもある。

(2) 一時保護

支援センターが行う業務は、

相談又は相談機関の紹介

医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導

被害者及びその同伴家族の一時保護

被害者の自立生活促進のための情報提供その他の援助

保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助

被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助

である。

このうち の一時保護については、婦人相談所が自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うこととなっている。

ア 一時保護実施人数

婦人相談所では、様々な問題を抱える女性等の一時保護を実施しており、平成14年度上半期（平成14年4月～9月）には、5,033人の一時保護を実施している。そのうち、配偶者からの暴力の被害者及びその同伴家族は3,383人（全体の67.2%）である。3,383人の内訳を見ると、被害者本人が1,827人、同伴家族が1,556人となっている。

イ 平均在所日数

平成14年度上半期の婦人相談所一時保護所における配偶者からの暴力の被害者及びその同伴家族の平均在所日数は14.1日となっている。

ウ 婦人相談所による一時保護委託人数

平成14年度上半期に、配偶者暴力防止法に基づき婦人相談所から一時保護を委託したのは、855人である。その内訳は、被害者本人が401人、同伴家族が454人となっている。

婦人相談所から他施設に一時保護が委託された配偶者からの暴力の被害者及びその同伴家族の平均在所日数は15.3日となっている。

エ 委託先施設

平成15年3月1日現在、配偶者暴力防止法に基づき、被害者等の一時保護の委託契約を結んでいる施設は、120施設ある。その内訳は以下のとおり。

母子生活支援施設	62施設
民間団体	33施設
婦人保護施設	15施設
児童養護施設	4施設
乳児院	2施設
知的障害児施設	2施設
女性センター	1施設
軽費老人ホーム	1施設

(3) 警察

ア 暴力相談等の対応件数

平成14年中に、配偶者からの暴力等の相談、援助要求、保護要求を受け、又は被害届・告訴状を受理した件数は、14,140件である。

おおむね、月1,100件～1,300件の対応を行っている。

イ 被害者の性別対応件数

性別に見ると、女性から相談等が13,998件（全体の99.0%）で、相談等のほとんどを占めている。

ウ 被害者の年齢別対応件数

年齢別に見ると、30歳代の方からの相談等が4,917件（34.8%）と最も多くなっており、20歳代が3,224件（22.8%）、40歳代が2,704件（19.2%）と続いている。

エ 加害者との関係別対応件数

相談者の加害者との関係は、婚姻関係（婚姻の届出がある場合）が11,657件（82.4%）、婚姻の届出はしてないが事実上婚姻関係と同様の関係にある場合が2,483件（17.6%）となっている。

3 保護命令

被害者が更なる配偶者からの暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、6か月間、被害者に接近することなどを禁止すること、生活の本拠とする住居から2週間、退去することを命ずることとなっている。

(1) 保護命令事件処理状況

平成13年10月13日から平成15年3月末までの間に裁判所に保護命令の申立てがなされた件数は2,005件であり、そのうち、既済となったものは1,963件である。その内訳を見ると、

保護命令発令	1,571件
却下	88件
取下げ等	304件

となっている。

保護命令が発令された1,571件について見ると、

接近禁止命令のみの発令	1,119件(対女性3件を含む。)
退去命令のみの発令	6件
接近禁止命令、退去命令を併せて発令	446件

となっている。

(2) 保護命令が発令された事案の平均審理期間

配偶者暴力防止法により、保護命令事件については、速やかに裁判をすることが要請されている。

平成13年10月13日から平成15年3月末までの間に保護命令が発令された1,571件の平均審理期間は11.1日となっている。

(3) 保護命令の当事者

平成13年10月13日から平成14年9月末までの間に既済となった1,102件について分析した結果は以下のとおり。

ア 申立人

性別に見ると、女性が1,099件、男性が3件となっている。

申立て年齢別の件数を見ると、30歳代が415件(全体の37.7%)と最も多くなっており、20歳代の242件(22.0%)、40歳代の226件(20.5%)と続き

ている。

申立人が外国人である事案は29件あり、そのうち10件は申立人及び相手方の双方が外国人である。

イ 相手方

性別に見ると、女性が3件、男性が1,099件となっている。

年齢別の件数を見ると、30歳代が345件（全体の31.3%）と最も多くなっており、40歳代の270件（24.5%）、50歳代の208件（18.9%）、20歳代の159件（14.4%）と続いている。

ウ 申立人と相手方の関係

申立人と相手方が婚姻関係にある事案が972件（88.2%）、事実上婚姻関係と同様の事情にある事案が118件（10.7%）となっている。

申立人の生活の場所としては、申立人が相手方と生活の本拠を共にしているが避難中である事案が677件（61.4%）、生活の本拠を共にしていない事案が355件（32.2%）、同居している事案が70件（6.4%）となっている。

申立人と相手方の年齢差について見ると、相手方が年上である事案が749件（68.0%）、相手方が年下である事案が213件（19.3%）、両者が同年の事案が116件（10.5%）となっている。

(4) 保護命令事件の審理状況

平成13年10月13日から平成14年9月末までの間に既済となった1,102件について分析した結果は以下のとおり。

ア 代理人の有無

申立人にのみ代理人が付いた事案は273件（24.8%）、相手方にのみ代理人が付いた事案は25件（2.3%）、申立人、相手方の双方に代理人が付いた事案は42件（3.8%）、双方とも代理人が付かなかった事案は762件（69.1%）となっている。

イ 申立書への相談等の事実の記載等

被害者が支援センターの職員又は警察職員に対し、配偶者からの暴力に関し相談等を行った事実があれば、被害者は保護命令の申立書に当該事実等について記載することとなっている。この事実等の記載がない場合は、公証人役場で認証を受けた宣誓供述書を申立書に添付する必要がある。

1,102件のうち、相談等の事実等の記載があったのは1,041件である。そのうち、相談等を求めた先として支援センターのみが記載されていたのが214件、警察のみが記載されていたのが509件、支援センター、警察の双方が記載されていたのが318件となっている。また、相談等の事実等の記載がなく宣誓供述書が添付された事案は59件となっている。

ウ 相手方が立ち会うことができる審尋等の期日

保護命令を発するには、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければならない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情がある時は、この期日を経ることなく保護命令を発することができる。

審尋の期日が指定された事案は997件であり、そのうち期日が実施され相手方が出頭した事案が805件、相手方が出頭しなかった事案が170件となっている。

一方、期日が指定されなかった事案は105件であり、このうち、期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるとして期日を経ずに保護命令が発令された事案は20件である。

エ 告知の方法

発令された保護命令897件のうち、期日での言渡しによったものが470件、送達によったものが427件となっている。

オ 再度の申立て

再度の申立てがなされた事案は45件である。そのうち保護命令が発令されたのは32件である。

カ 即時抗告

平成13年10月13日から平成14年9月末までの間に、保護命令の申立てについての裁判に対し、即時抗告がなされたのは83件である。

保護命令の相手方によるものが77件、申立人によるものが6件である。

平成14年9月末までに75件が終局しており、その内訳は、抗告棄却が66件、原決定取消し7件、取下げ2件である。

キ 取消し

保護命令を発した裁判所は、保護命令の申立人から保護命令の取消しの申

立てがあった場合は、保護命令を取り消さなければならない。保護命令が効力を生じた日から起算して3か月が経過した場合に、相手方が申立てを行い、保護命令の申立人に異議がないときも同様である。

平成14年9月末までに結論が出された保護命令に対する取消しの申立ては37件である。保護命令の申立人から申し立てられた事案が35件で、すべて取消しが認められている。保護命令の相手方から申し立てられた事案は2件で、すべて却下されている。

(5) 保護命令違反検挙件数

保護命令に違反にした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることとなっている。

平成13年10月13日から平成14年末までの間に警察が保護命令違反で検挙したのは43件である。

(6) 保護命令違反事件の処分状況

法務省刑事局が平成15年3月末までに報告を受けた保護命令違反事件は48件である。そのうち、起訴した事件が41件で、起訴しなかった事件が7件である。起訴した41件のうち、公判を請求した事件が28件、略式命令を請求した事件が13件である。公判請求した28件のうち、第一審において、公判係属中又は上訴中の7件を除くと、懲役刑（実刑）の判決が言い渡された事件が6件、執行猶予付の懲役刑の判決が言い渡された事件が15件となっている。

なお、保護命令違反の48件には、保護命令違反以外の事実（暴行、傷害、器物損壊等）を併合して裁判が行われた事案を含んでいる。

4 職務関係者に対する研修

配偶者暴力防止法第23条第2項において、国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うことが規定されている。

(1) 内閣府

平成13年4月及び10月に、都道府県等の男女共同参画担当者等を集め、配偶者暴力防止法の内容や法律施行上の留意事項等について説明した。

地方公共団体等において研修等を実施する場合に利用できるよう、平成14年2月、研修用教材「配偶者からの暴力 相談の手引」を作成した。本手引については、幅広く情報を必要とする人に行き渡りよう、廉価にて販売している。

平成14年2月17日から19日の3日間にかけて、全国の婦人相談所や女性センターの相談員等約170人を集め、相談に係る基礎的事項についての研修を実施した。

平成14年3月、10月及び平成15年4月に、都道府県の配偶者暴力相談支援センターの担当者を集めた会議を開催し、必要な情報の提供や好事例の紹介などを行った。

平成15年2月18日、19日の2日間にかけて、女性センター等の相談員を管理する立場にある職員約70人を集め、相談を支える仕組み等について研修を実施した。

(2) 警察庁

都道府県警察では、採用時や昇任時の警察学校や警察本部、警察署等での研修の機会に、配偶者からの暴力の特性、配偶者暴力防止法の内容等について指導を徹底している。

警察庁では、各都道府県警察の生活安全担当幹部を集めた会議等において、配偶者からの暴力事案に適切に対応するため、担当者への指導教養を徹底するよう指示している。

警察庁では、平成14年7月に都道府県警察のストーカー及び配偶者暴力対策の担当者を対象とした全国レベルの専門教養を実施し、大学教授（心理学）によるカウンセリング講習、裁判官による配偶者暴力防止法の保護命令制度についての講義等を行った。

(3) 法務省

平成13年10月3日に法務局長、地方法務局長あての通達を発出し、法務局、地方法務局を通じて、公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に対し、配偶者暴力防止法の趣旨等について周知を徹底した。

法務局・地方法務局の人権擁護事務担当者に対する研修カリキュラムに、配偶者暴力防止法についての講義やDVに関する講演を盛り込むとともに、「人権擁護委員男女共同参画問題研修」のカリキュラムにも配偶者暴力防止法の周知を盛り込むなど、同法の周知を徹底している。

検察官に対しては、任官後、数次にわたり行う各種研修において、配偶者暴力防止法の内容も含め、女性に対する配慮や被害者の保護の在り方をテーマとした研修を実施している。

検察事務官に対する研修に配偶者暴力防止法関係のカリキュラムを設け、同法の趣旨等について周知を徹底している。

矯正研修所で行っている矯正官署の職員に対する研修において、配偶者からの暴力の問題に関する説明や実務家の講義を実施している。

更生保護官署の職員に対する研修において、配偶者暴力防止法に関するテーマを取り上げ、同法の趣旨等について周知を徹底した。

(4) 厚生労働省

省内幹部、関係職員の研修を実施し、配偶者暴力防止法の内容等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うとともに、都道府県等の婦人保護施策の担当職員等に対しても、全国会議等において同法の内容等について説明を行い、同法の理解を深めるための取組を適宜適切に行っている。

婦人相談員、婦人保護施設等が組織する関係団体等が主催する研修会、研究会等において、配偶者暴力防止法の内容等について講演や説明を行っている。

(5) 最高裁判所（参考）

裁判官については、司法研修所における研修等の際に、配偶者暴力防止法及び規則の制定状況、保護命令手続の概要、運用上の留意事項に関する説明等を実施している。それに加えて、その背景となる知識を深めるため、男女共同参画社会の在り方等についての講演等も行っている。

裁判官以外の裁判所職員については、各研修所における研修の中で、配偶者暴力防止法の制定経過及び保護命令制度の留意点の講義並びに夫婦間暴力の問題に関する講義等を実施している。

これらのほか、地方公共団体においても、必要に応じ、様々なレベルでの研修が実施されている。

5 広報啓発

配偶者暴力防止法第24条において、国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めることが規定されている。

(1) 内閣府

配偶者暴力防止法の施行に合わせ、法律内容を簡単に紹介したパンフレット（「根絶!!夫からの暴力 あなたは悩んでいませんか？」）を作成した。都道府県が印刷した分も含め、約17万枚が配布されている。

配偶者暴力防止法の内容等を分かりやすく解説した広報用ビデオ（「根絶！夫からの暴力 あなたは悩んでいませんか？」）を12,000本作成し、全国の女性センター等関係機関に配布した。

配偶者暴力防止法の施行日である平成13年10月13日、全国の新聞（一般新聞76紙）の記事下全7段にわたり法律内容周知のための広告を掲載した。

平成13年10月13日以降、雑誌（一般誌6誌、女性誌6誌）に、配偶者暴力防止法の内容周知のための広告（カラー1ページ）を掲載した。

テレビ、ラジオ、有線放送、電光ニュース、モバイル携帯端末広告、政府広報誌、内閣府ホームページなど、様々な媒体を活用し、配偶者暴力防止法の内容、相談窓口等についての広報を実施した。

男女共同参画推進本部構成府省庁が主唱し、毎年11月12日から25日の2週間にかけて実施している「女性に対する暴力をなくす運動」において、地方公共団体、関係団体等との連携、協力の下、夫・パートナーからの暴力を始めとする女性に対する暴力に関する社会認識の徹底を図っている。特に、平成13年度は、配偶者暴力防止法の周知や相談窓口に関する情報の提供などに重点を置いた取組を実施した。

「女性に対する暴力をなくす運動」の一環として、毎年11月25日（国連が定めた「女性に対する暴力撤廃国際日」）に「女性に対する暴力に関するシンポジウム」を開催している。平成13年度、平成14年度ともに、配偶者暴力防止法に関連する基調講演やパネルディスカッションを行っ

た。

平成14年6月、夫・パートナーからの暴力を始めとする女性に対する暴力根絶のためのシンボルマークを作成し、各種ポスター、印刷物、旗、ピンバッジなどに活用している。



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

(2) 警察庁

都道府県警察では、配偶者暴力対策に関する広報用リーフレット及びポスターの作成・配布、街頭キャンペーン、各種会合での防犯指導等を実施している。

(3) 法務省

法務省の人権擁護機関では、「女性の地位を高めよう」を人権週間の強調事項に掲げているほか、年間を通じて全国各地で、ドメスティック・バイオレンスを含む女性の人権問題をテーマとした講演会や研修会の開催、テレビ放送、パンフレット・リーフレット等の作成・配布などの啓発活動を行っている。

(4) 最高裁判所（参考）

最高裁判所のホームページ上で、保護命令手続の流れをイメージ図を添えて説明している。また、地方裁判所において、受付相談等の際に手続を説明した書面を交付したり、ホームページ上で保護命令手続の申立手続等を説明したりしている。

これらのほか、地方公共団体においても、配偶者からの暴力の特性や相談窓口等に関するきめ細かな広報啓発が行われている。

6 調査研究

(1) 内閣府

女性に対する暴力に係る諸外国の取組に関する調査研究（平成10年度委託調査研究）

女性に対する暴力に関し、海外における行政の取組体制、主な施設、行政機関と民間の関係団体等との連携の状況を調査した。調査対象国はカナダ、アメリカ、イギリス、ドイツ、スウェーデン、大韓民国、オーストラリアの7か国。

男女間における暴力に関する調査（平成11年度委託調査研究）

女性に対する暴力に関する国民の意識、被害の経験の態様及び程度並びに被害の潜在化の程度及び理由について調査した。全国20歳以上の男女を対象に実施し、3,405人（女性1,773人、男性1,632人）から回答を得ている。

配偶者等からの暴力に関する事例調査（平成12年度委託調査研究）

夫・パートナーからの暴力の被害経験を有する女性62人から、暴力被害の内容、暴力を振るう加害者の実態、被害者が得た支援等について聞き取り調査を実施した。

配偶者等からの暴力に関する調査（平成14年度委託調査研究）

夫婦のあり方についての意識、配偶者等からの暴力についての意識、配偶者等への加害経験、配偶者等からの被害経験、18歳になるまでの家庭における経験について調査した。全国20歳以上の男女を対象に実施し、3,322人（女性1,802人、男性1,520人）から回答を得ている。

配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究（平成14年度調査研究）

海外調査又はヒアリングにより、イギリス、ドイツ、韓国、台湾、アメリカにおける加害者更生に関する取組について取りまとめた。

(2) 法務省

行刑施設における処遇類型別指導に関する調査・研究

刑務所等の行刑施設に収容されている加害者を対象に、各種教育的な働きかけの充実を図るための処遇類型別指導に関する調査研究を実施している。犯罪の原因等が同じ類型である者を集めて指導しており、女性に対する暴力に関するものとしては性犯罪防止教育を実施している（平成14年4月現在、八王子医療刑務所、川越少年刑務所、東京拘置所、奈良少年刑務所、松山刑務所の5か所で実施。）。

法務総合研究所におけるDV加害者に関する調査研究

DV加害者を対象に、関係機関の協力を得て、情報収集、資料分析、面接調査を行うなどして、我が国におけるDV加害者の実態等に関する研究を実施している。

(3) 厚生労働省

DV被害者における精神保健の実態と回復のための援助の研究（厚生科学研究費補助金による研究事業）

平成13年度から3年計画で、DV被害を受けた女性及びその子どもを対象に、被害の実態を精神健康の観点を中心に広く調査している。

母親とともに家庭内暴力被害を受けた子どもへの心理的支援のための調査（厚生科学研究費補助金による研究事業）

平成14年度から3年計画で、DVにおいて母子ともに被害を受けることによる、心理的な被害、その後の発達、社会適応上の問題を明らかにし、援助方法を検討している。

これらのほか、地方公共団体においても、地域の実情に応じた調査研究が行われている。

7 民間団体に対する援助

配偶者暴力防止法第26条により、国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めることが規定されている。

(1) 情報提供

内閣府では、配偶者からの暴力の被害者を支援する相談員等を対象に、配偶者からの暴力の特性、業務に役立つ法律及び制度、相談機関に関する情報等をインターネットのホームページを通じて広く提供している。必要な情報が必ずしも十分に行き渡らない民間団体の活動にも役立つものである。

(2) 財政的援助

地方公共団体の中には、いわゆる民間シェルターに対し、財政的援助を行っているところがある。

平成13年度は、4都道県（北海道、東京都、神奈川県、鳥取県）及び13市（札幌市、仙台市、横浜市、名古屋市、大阪市、福岡市、函館市、旭川市、室蘭市、登別市、伊達市、宇都宮市、新潟市）から、18団体（延べ25団体）に対して、合計約3,500万円の財政的援助が行われている。

平成14年度は、6都道県（北海道、東京都、神奈川県、静岡県、鳥取県、山口県）及び17市（札幌市、仙台市、横浜市、川崎市、名古屋市、大阪市、福岡市、函館市、旭川市、室蘭市、登別市、伊達市、北見市、宇都宮市、小山市、柏市、新潟市）から、25団体（延べ33団体）に対して、合計約5,200万円の財政的援助が行われている。

平成13年度、平成14年度ともに、地方公共団体から民間シェルターに対する財政的援助が、地方交付税法における特別の財政需要として、各年度末（3月）の特別交付税の算定基準に盛り込まれている（措置率0.5）。